

2018年9月

北出 智美、西野 亮子



©TRAFFIC

## 要旨

- TRAFFICが2017年に行なった調査では、日本の国内市場から象牙が頻繁に違法輸出されていることが明らかになった。TRAFFICは日本政府に対し、この問題を早急に解決するとともに、ワシントン条約決議10.10(CoP17で改正)で求められるように、狭い例外を除く国内取引の停止を検討することを提言した。
- 2018年、TRAFFICは日本の実店舗とオークションの再調査を実施した。目的は、2017年12月に中国本土で象牙取引が禁止された後の日本市場からの違法輸出の動向の変化、および2018年6月に施行された改正国内法の遵守状況を把握するためである。
- 象牙製品の取扱量は、屋内骨董フェアでは政府の監視強化が背景となってか約半分に減少した。屋外骨董市では若干の減少にとどまり、骨董・古美術街では変化が見られなかった。市場全体の動向を明らかにすることは困難であったが、一部の事業者は規制強化を理由に象牙の販売から撤退する意向を示した。
- 象牙の違法輸出を促す販売者の顕著な姿勢はわずかに抑制されたと考えられる。外国人客または輸出の意図を示唆する日本人客への販売を拒んだ販売者は、2017年の9%から2018年には26%に増加したものの、大部分は依然として販売する姿勢を示し、2017年の73%から2018年の60%への変化にとどまった。
- 中国などの海外市場で好まれるデザインの新たに製造された象牙製品を販売する店が、東京の観光エリアで新たに2店舗確認された。いずれも外国人旅行者をターゲットにする店で、うち1店舗は2018年に開店したばかりであることが分かった。
- 国内の象牙取引規制が緩いと販売者が言及することはなくなった。しかし、改正法(事業者登録と登録情報の掲示)不遵守の割合は骨董市場と観光エリアで高く、42%から83%が事業者登録情報を掲示していなかった。常設の実店舗において明らかに無登録と見受けられる事業者の割合は31%であった。一方、ハンコ販売店においては100%が登録、95%が登録情報を掲示していた。
- 全形象牙の違法な(登録票の掲示がない)陳列は2017年の68%から2018年には10%に減少した。しかし、調査中に見つかった5,000点以上の製品のうち、全形象牙は0.5%に満たず、全形象牙以外の象牙製品の合法性の証明は改正法の下で今なお義務化されていない。
- 大手オークションハウスで取引された全形象牙の数は2017年と比較して2018年には60%減少し、全てが合法的な形で広告されていた。他の販路における全形象牙の取引は本調査では評価していない。
- TRAFFICは日本政府に対し、日本の国内市場が密猟または違法取引に寄与することがないようにTRAFFICが2017年報告書で提言した政策、法律および規制措置を導入すること、また、違法輸出を阻止し新たな規制を効果的に機能させるために執行を強化することを提言する。
- TRAFFICはさらに、ワシントン条約常設委員会が決議10.10(CoP17で改正)の条件に照らして日本の取り組みおよびその進捗を評価・監視するために、日本を国内(国別)象牙行動計画(NIAP:National Ivory Action Plan)プロセスに含めることを検討するよう提言する。

## 背景

ゾウの密猟と国際的な象牙の違法取引の急増に直面し、2016年に開催された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、ワシントン条約）」第17回締約国会議は、密猟または違法取引に寄与している象牙の国内市場閉鎖を求めた<sup>1</sup>。日本は世界の主要な象牙市場のひとつであり、活発な象牙彫刻産業を抱えている。TRAFFICは2017年に日本の象牙国内市場の実態を調査し<sup>2</sup>、中国で消費される象牙の代替供給源という形で日本から中国に向けた深刻な違法輸出が起きている実態を示した。この違法取引の規模を示す指標として、2011年から2016年にかけて合計2.4tの主に未加工象牙が日本からの違法輸出品として押収されている。このうち、重量にして95%が日本から中国に向けたものであった。国内の市場調査からはさらに、日本の実店舗市場とオンライン取引の様々な販路において、事業者が象牙の違法輸出を促進している実態が明らかになった。これらの結果を受け、TRAFFICは日本の国内市場が閉鎖すべき市場に該当するとして、違法輸出を阻止するための緊急対策、および決議10.10（CoP17で改正）に明記される、密猟または違法取引に寄与しない狭い例外を除き日本の国内取引を原則停止するために、法律、規制および執行上の措置を導入することを求めた（**Box 1**）。



©MARTIN HARVEY / WWF

1. CITES Resolution Conf. 10.10 (Rev. CoP17).
2. Kitade T. and Nishino, R. (2017), *IVORY TOWERS: An Assessment of Japan's Ivory Trade and Domestic Market*. TRAFFIC, Tokyo, Japan.

## BOX 1: 2017年12月のTRAFFICによる提言

### 「IVORY TOWERS: 日本の象牙の取引と国内市場の評価」からの抜粋

#### 日本における違法取引を阻止するための緊急対策

1. 日本からの象牙の違法輸出を阻止するために
  - a. 財務省は(税関を通して)、輸送・物流セクターとの協力のもと、象牙の需要が高いことが十分に裏づけられている中国などアジア諸国/地域に向けて出国する旅行者等を対象とした水際取り締まりの警戒を強めること。税関は、中国税関当局との調整、連携を強化し、出入国地点の特定、対象の絞り込みとプロファイリング、および国境を越えた象牙取引犯罪に関与する者が悪用する可能性のある手段等の分析を含む、効果的執行のための二国間戦略を策定すること
  - b. 環境省と経済産業省、観光業界、象牙を販売するプラットフォームを提供する事業者は連携して、空港、骨董市場、観光エリア、百貨店等で、外国人客による象牙の違法輸出防止に有効な注意喚起を実施すること(例:「象牙の国外持ち出しは違法」と表示した標識の義務化など)
  - c. 経済産業省、地方自治体、業界団体などの関連組織は、古物業界および観光業界を中心に、象牙を扱う事業者に対する監視を強化し(例えば、内部規則や一般市民・同業者の通報制を通してなど)、これら事業者による、違法輸出につながる象牙製品の外国人客への販売を防止すること
  - d. 経済産業省は、日本全国の非常設の骨董フェアや蚤の市の主催者への周知を通して、象牙取引に対する規制の遵守を徹底し、違法な営業が確認された事業者に行政処分などの罰則を科すこと
2. 違法もしくは無規制に行なわれる取引を排除するために
  - a. 環境省および経済産業省は、警察と連携し、違法取引が発生する可能性の高いオークションや骨董市場などを対象に、全形象牙の違法取引および違法な事業者の一斉取り締まりを全国で実施し、違反者を厳格に処罰すること
  - b. 環境省は、全形象牙の登録データベースを監査し、すべての登録牙と所有者情報の変更を含む取引記録の整合性を確認し、疑義のあるものについては、違法取引または違法輸出の可能性も考慮した厳格な背景調査を実施すること
  - c. 環境省、経産省、およびeコマース企業は、インターネット上ですべての象牙取引を禁止する措置を導入すること
  - d. 財務省は(税関を通して)、象牙の違法輸出入防止のための効果的な監視体制を構築すべく、現状の監視体制を検証し、改善に向けた断然たる措置をとること

#### 密猟または違法取引に寄与しない狭い例外を除く国内取引の停止

3. 日本政府は、国内取引停止に必要なあらゆる法律、規制、および法執行手段とともに、ワシントン条約決議10.10(CoP17で改正)に明記される「密猟または違法取引に寄与しない狭い例外」の検討を開始すること。プロセスを円滑化するために、下記の点を考慮すること
  - a. 野生生物の違法取引撲滅に向けたハイレベル政策を策定して、関係省庁・機関における本課題の優先度の引き上げと連携を促進すること
  - b. 現在すでに違法輸出に寄与する取引形態で厳格な管理が困難とされるものについては、直ちにそれを停止すること
  - c. 環境省と経済産業省は、「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」などを通して、国内の様々なステークホルダーを交え、文化的価値や代替材の有無などの要素を考慮した上で容認できる「狭い例外」の検討を開始すること
  - d. いかなる狭い例外も密猟または違法取引に寄与してはならないことから、ワシントン条約決議10.10(CoP17で改正)で認められる狭い例外の取引を管理するための包括的かつ執行力のある規制措置を確立すること
  - e. 狭い例外を除く国内取引の停止に必要な規制措置は、2019年のワシントン条約第18回締約国会議までに計画が策定され、その実施については2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを目標とすること
4. 上記の措置が実施されるまで、違法もしくは無規制に行なわれる国内取引を排除し、全形象牙の国内在庫の流出を防止するため、経済産業省と環境省は、下記の規制面、執行面の措置を講じること
  - a. 2018年の改正種の保存法の施行により届出事業者の管理が登録制度に移行するにあたり、経済産業省は、古物・骨董業者を中心に、厳格な審査を実施すること
    - i. 過去の取引記録に疑義のある事業者の登録を不可とすること
    - ii. これまでに無登録の全形象牙の違法取引、もしくは届出事業者の遵守義務違反の疑いをもたれた事業者については、その取引記録を精査し、違法輸出または違法輸入とのつながりに関する疑いがないことを確認すること
  - b. 環境省は、法的措置をもって
    - i. 国内にあるすべての個人・法人所有の全形象牙の義務登録を、一定期間内(例:1年間)に完了し、それ以降の新規登録を認めないこと
    - ii. 登録牙のトレーサビリティとマーキングのメカニズムを確立し、それらの取引については、義務登録の完了後の一定期間内に限り、あらかじめ指定された場所と事業者による取引のみとすること

\*残念なことに、古物・骨董事業者の厳格な審査はなされなかった。

象牙の最終消費市場として 20 年間にわたり世界的に大きな存在感を示してきた中国は、抜本的な政策転換に沿って 2017 年末に国内市場を閉鎖した<sup>3</sup>。中国本土での国内取引の停止が日本市場に与える影響、特に違法輸出の側面における影響は現段階では定かではない。しかし、中国を中心に法執行強化と消費者に象牙取引禁止を周知するための一丸となった取り組みが続いているにもかかわらず、中国に向けた違法取引は継続していると考えられる。最近の事例では 2018 年 7 月、香港と中国本土の管理当局が共同で越境密輸シ



2017年11月に違法輸出未遂として東京港で押収された605個の半加工のハンコの材料（警視庁の厚意により提供された写真）

ジケットを摘発し、合計で 300 kg 以上の象牙を押収、14 人の容疑者を逮捕している<sup>4</sup>。日本の水際においては、中国で国内取引が禁止されるわずか 1 カ月前の 2017 年 11 月に、605 点の半加工の象牙印章（以下、ハンコ）の材料が違法輸出未遂として東京港で差し押さえられ、2 人の中国人が逮捕され有罪判決を受けた<sup>5</sup>。さらに、日本の象牙取扱事業者が事件に関与した疑いで 2018 年 1 月に逮捕されたが、その後不起訴となって釈放されている<sup>6</sup>。

日本の国内市場では、インターネットおよび小売業の両セクターで象牙の販売から撤退する動きがみられている。大手 e コマース企業である楽天株式会社と株式会社メルカリは 2017 年に象牙取引を禁止し、大手ショッピングモールの株式会社イトーヨーカ堂とイオンモール株式会社も全ての象牙販売を終了させる方針をそれぞれ 2016 年と 2017 年にテナントに告知した<sup>7</sup>。一方、日本政府の反応は段階的対応にとどまり、政策が抜本的に前進する兆候はみられない。最近の進展としては「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、種の保存法）」の改正により国内の象牙関連事業者を対象に新たな規制が 2018 年 6 月 1 日に施行された<sup>8</sup>。この法改正は、違法輸出の蔓延と無規制な市場の実態が明らかになる前の 2017 年 6 月にすでに完了していたものであるが、新たな制度は象牙を取扱う事業者が政府への登録を義務付け（以前は届出のみが求められていた）、より厳しい義務と罰則を課している（**Box 2**）。

重要なことに、本改正はかねてから指摘のある規制の主要な抜け穴を解決するに至っていない。例えば、理論上は、日本で合法に取引することが許されているのは、ワシントン条約適用前、または 1999 年および 2008 年にワシントン条約の下で行なわれたワンオフ・セール（一回限りの取引）で輸入された象牙またはその製品に限られるが、市場では実際に製品の出所の合法性を示す証明は全

3. State Council Office (2016). [http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/30/content\\_5155017.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/30/content_5155017.htm). 30 December 2016.

4. TRAFFIC (2018). *China's Wildlife Enforcement News Digest* (July 2018).

5. Asahi Shimbun (2017). <https://www.asahi.com/articles/ASKDL6JQRKDLUTIL06Q.html>. ; Nishino, R. pers. obs. February, March 2018.

6. Nikkei Newspaper (2018). <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO28678540Y8A320C1CC0000/>. 28 March 2018.

7. WWF Japan (2017). <https://www.wwf.or.jp/activities/news/201.html>. 10 Nov 2017; Nikkei Newspaper (2017).

[https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG01H7M\\_S7A900C1CR0000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG01H7M_S7A900C1CR0000/). 2 Sept 2017; Kyodo News (2018).

<https://this.kiji.is/352031258261587041?c=39546741839462401>. 29 March 2018.

8. CITES Notification to the Parties No. 2018/061.

形象牙以外に求められていない。さらに、1951年から1989年にかけて6,000 tを超える未加工象牙が日本に輸入されたと推定されているにもかかわらず、個人が保有している未登録の在庫を管理するための規制措置が導入されていないという問題が残っている<sup>9</sup>。環境省はその代わりに、2017年8月から個人所有の全形象牙の自主的な登録を促すキャンペーンを実施しているほか、最近の発表では、全形象牙登録時の合法性の証明を厳格化する意向を示した。すなわち、現行の運用では第三者による供述を登録時の証明として認めているのに対し、2019年6月以降は合法に取得したことを裏付ける公的な文書または科学的な証拠以外は認めない方針への変更を検討していることを明かしている<sup>10</sup>。要件の厳格化は、将来のロンダリングを防ぐという点においては歓迎すべき動きとなるが、国内の不明な在庫の効果的な管理体制が前以て整えられていない以上、弊害をもたらす可能性が懸念される。法執行に関しては、政府は国内取引と事業者のモニタリング強化に加え、国際違法取引に対抗するため中国当局と協力しているとしているが、現時点で具体的な法執行成果は発表されていない<sup>11</sup>。

総じて、日本ではいくつかの法的小および規制的な変更がなされ、法執行面での努力の進展も報告されているが、現段階で導入もしくは提案されている措置、特に規制に関する措置は、日本の国内市場の根本的な諸問題を解決するという点においては限られた効果を持つにとどまっている。2017年にTRAFFICが提案した重要な措置（Box 1）はほとんど取り込まれていない。

以上のような情勢の変化の中で、TRAFFICは象牙の取扱量と市場の動向、特に違法輸出に関する傾向と事業者による改正法の遵守状況を把握するために、日本の象牙の国内市場の再調査を実施した。改正法執行においてさらなる改善が必要といえる側面に関しては考察の中で触れている。

TRAFFICは本調査の提言として、依然として優先事項となっている2017年調査からの包括的な提言を再提示している（Box 1）。2018年10月に開催される第70回常設委員会は、本調査および2018年に実施されたオンライン調査<sup>12</sup>の最新の結果を検討し日本の国内市場全体を評価するのに適した場となる。今後必要とされる取り組みの議論に際しては、日本の国内（国別）象牙行動計画（NIAP）プロセスへの参加も検討するべきである。

**Box 2: 2018年6月1日より改正種の保存法の下で登録事業者に課されることとなった義務  
（日本政府により提出されたCITES No. 2018/061より抜粋） [TRAFFICで仮訳]**

- a) 新たに改正法が施行されたことで、象牙製品を扱う事業者は事業を行なうには政府への登録義務を負うこととなる。これは以前の届出を通知するだけの状況からの変化を象徴している。改正法のもとでは以下の義務が登録事業者に課せられる：
- i) 全ての全形象牙の登録が義務付けられる。販売される全形象牙には登録票の添付が必須となる。
  - ii) 1 kg以上かつ20cm以上の全てのカットピースおよび象牙製品にはトレーサビリティ情報の管理票を作成せねばならない。管理票は販売される全てのカットピースおよび象牙製品に添付されねばならない。
  - iii) 取引される全てのカットピースおよび象牙製品の出所、購入者、重量、特徴などの記録を作成し、5年間保存しなければならない。
  - iv) 事業者の登録番号および事業者の名称を含めた登録情報、登録の有効期限が、陳列もしくは広告されているカットピースと象牙製品には示されていなければならない。
- b) これら義務に違反した事業者は、最高で1億円の罰金、または/および5年以下の懲役を受け、登録事業者の登録は無効となる。

9. Kitade, T. and Toko, A. (2016). *Setting Suns: The Historical Decline of Japan's Ivory and Rhino Horn Markets*. TRAFFIC. Tokyo, Japan.

10. MOE (2018) <https://www.env.go.jp/press/105546-print.html>. 1 June 2018.

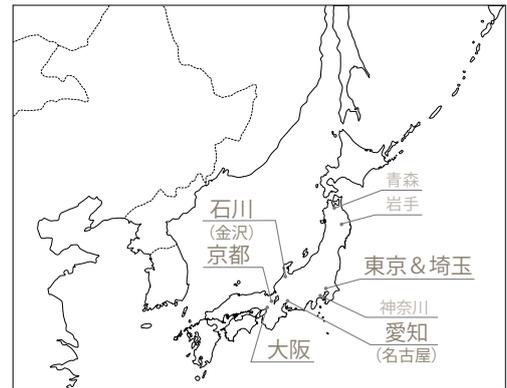
11. CITES Notification to the Parties No. 2018/061.

12. Kitade, T. and Naruse, Y. (2018). *System Error, Reboot Required: Review of Online Ivory Trade in Japan*. TRAFFIC. Tokyo, Japan.

# 調査手法

## 実店舗の市場調査

2018年6月から8月の間、2017年の調査<sup>13</sup>でも利用されたTRAFFICの一般的な市場調査手法を用いて骨董販路と観光エリアを対象に日本の実店舗市場調査を行った。2017年に調査した全ての主要な調査場所に加え、名古屋の屋内骨董フェア1カ所、東京の屋外骨董市2カ所、骨董・古美術街3カ所（名古屋、金沢と東京）を調査した（**地図、表1**）。さらに本調査には前回調査しなかったハンコ販売店も加え、改正種の保存法の事業者登録情報の掲示が遵守されているか確認した。ハンコ販売店は、東京および日本の他の地域の43店舗を対象とした（**地図、表1**）。



調査された場所を示した日本地図

表1. 調査場所の詳細

販路のカテゴリー	再訪した2017年の調査場所	2018年新たに追加した場所
1 屋内骨董フェア	東京1: 平和島骨董まつり	愛知: なごや骨董フェスタ
	東京2: 骨董ジャンボリー	
	埼玉: さいたまスーパーアリーナ骨董アンティークフェア	
	京都: 京都アンティークフェア	
2 屋外骨董市	東京1: 大江戸骨董市 (東京国際フォーラム)	東京2: 富岡八幡宮骨董市
	大阪: 四天王寺骨董市 (四天王寺)	東京3: 護国寺骨董市
	京都: 弘法市 (東寺)	
3 骨董・古美術街	東京1: 銀座/京橋/日本橋アートエリア	東京2: 青山骨董通り
	大阪: 老松町古美術街	愛知: 名古屋骨董エリア
	京都1: 鴨東古美術會	石川: 金沢骨董エリア
	京都2: 寺町美術通り	
4 観光エリアと象牙専門店	東京: 浅草、御徒町、日暮里	なし
	*京都: 清水寺など	
	*大阪: 四天王寺など	
5 ハンコ販売店	なし	東京(18)、京都(2)、大阪(8)、岩手(4)、石川(2)、愛知(1)、青森(4)、神奈川(4)

\*2017年に調査した場所のうち2018年に再調査しなかった場所

大阪、京都および東京での調査のほとんどは、日本語、英語、中国標準語を話す調査員で構成されたチームにより実施され、残りの地域は日本人の調査員が担当した。TRAFFICで一般的に用いられている覆面調査手法を用い、販売されている象牙製品をカテゴリー別にカウントし、全形象牙の登録票と象牙製品販売者の事業者登録情報の掲示を含む種の保存法の遵守がなされているか情報を収集した（ハンコ販売店については2017年の調査対象でなかったこと、また調査の時間が限られていたことから、事業者登録情報のみを収集）。価格の情報も可能な限り記録した。市場の傾向や象牙製品の需要、客層、象牙を日本から持ち出すことに対する姿勢、および国内と国際的な規制の理解といった質的な情報を得るために質問（インタビュー調査）をした。違法行為に関わる可能性を含んだ情報があった場合、当局に通達した。調査手法の詳細に関しては2017年の報告書に記載がある<sup>14</sup>。

13. Kitade, T. and Nishino, R. (2017). *IVORY TOWERS: An Assessment of Japan's Ivory Trade and Domestic Market*. TRAFFIC, Tokyo, Japan.  
 14. Kitade, T. and Nishino, R. (2017). *IVORY TOWERS: An Assessment of Japan's Ivory Trade and Domestic Market*. TRAFFIC, Tokyo, Japan.

## オークション調査

時間および人的資源が限られていたため、象牙製品取引において国内最大の公開オークションであると考えられる毎日オークションにおける全形象牙の取引のみを記録した。日本のインターネットオークションプラットフォーム（例：ヤフオク）の取引実態に関しては2018年6月に行なわれた別個の調査にて報告されている<sup>15</sup>。2018年の2月と5月に行なわれた2回の取引セッションの落札価格を含むオークションのデータをインターネット上の記録から収集した。2017年11月のセッションにおいても象牙製品が含まれていたと考えられるが、その回の記録は収集することができなかった。広告および落札された全ての全形象牙の登録情報を収集した。

## 結果

### 実店舗調査

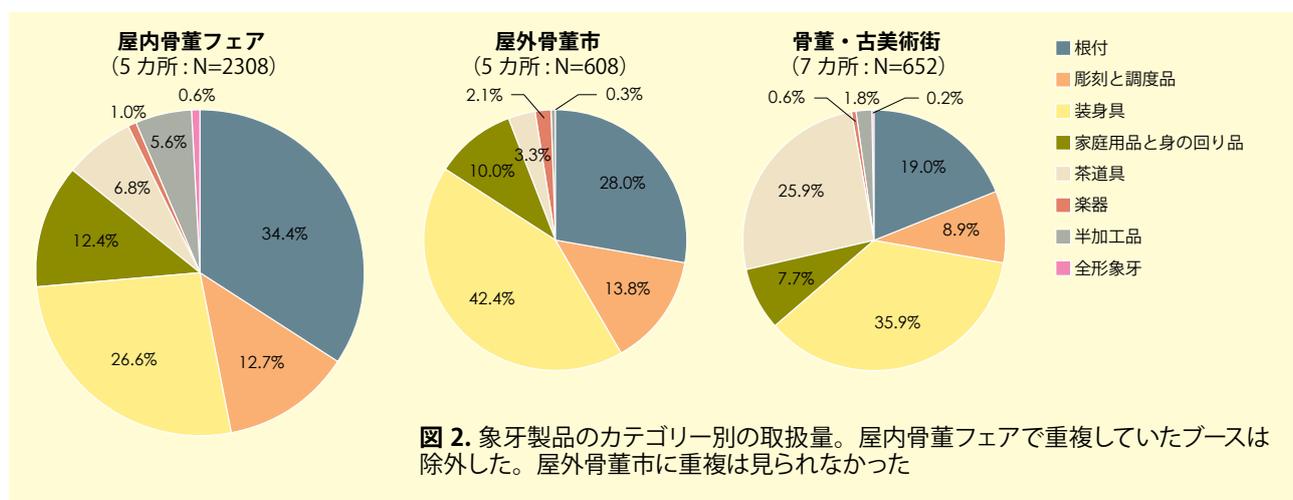
#### 取扱量とその他の傾向

調査した屋内骨董フェアでは、象牙製品を販売している店舗数および取扱量が、2017年の調査と比較して約半分に減少したことが明らかになった（**図1**）。屋外骨董市および骨董・古美術街における象牙製品の取扱量は、屋外骨董市での平均販売者数が25から15に減少した以外は、ほとんど変わらなかった（**図1**）。屋内骨董フェアが依然として1カ所で最も多くのブースを出店しており（281ブース中、象牙を販売していたのは平均で57ブース、もしくは20%）、平均で739個の象牙製品が1カ所（フェア）で販売されていた。屋内骨董フェアで確認された象牙製品取扱量の減少が、国内の全体的傾向に通じるかは定かではない。2017年のTRAFFICの前の報告書以降、経済産業省が調査対象フェアの主催者に象牙取扱事業者の義務に関して指導を行なうなど管理強化したことの直接的効果である可能性も考えられる（METI, pers. comm. June 2018）。今回、新たに調査した場所においても象牙製品を販売しているブースまたは店舗が見つかったが、2017年の調査場所であり今回再訪問した主要な場所と比較すると取扱量は少なかった（**付表参照**）。一部の販売者から象牙の需要が減っているという言及があり、わずかであるが規制の強化を理由に象牙の販売から完全に撤退する意向を示す者もいた。しかし、この傾向を量的に捉えることは、象牙取扱量の2017年との比較からは困難であった。



15. Kitade, T. and Naruse, Y. (2018). *System Error, Reboot Required: Review of Japan's Online Ivory Trade*. TRAFFIC. Tokyo, Japan.

新たに調査した場所も含め、様々な販路で記録された象牙製品の種類から、根付および装身具が現在も最も販売量が多い製品であることが明らかになった（図2）。観光エリアと象牙専門店を含んだ全ての場所（表1）で確認された5,000点以上の象牙製品のうち、全形象牙（合法に取得したことを証明する必要がある）はわずか20点（0.5%未満）であった。東京の観光エリアで外国（例：中国）の市場を主なターゲットとしたと考えられる新たに製造された装身具が3店舗で確認された。うち1店舗は、2017年の最初の調査で確認された2店舗のうちの1店舗で、2018年の調査では、象牙に興味を持った客を装った中国語を話す調査員に製品を販売することを拒んだ。2017年に見つかったもう1店舗は前回調査後に閉店していた。2018年に新たに見つかった2店舗はいずれも浅草の観光エリアにあり、うち1店舗は2018年4月にオープンしたばかりであった。これら店舗は装身具店の複合商業施設の中で見つかると、明らかに外国人観光客をターゲットとし、象牙製の装身具、宝石サンゴ、鉄瓶や日本製の化粧品をセクションに分けて販売していた。これら店舗の従業員は英語、中国語、



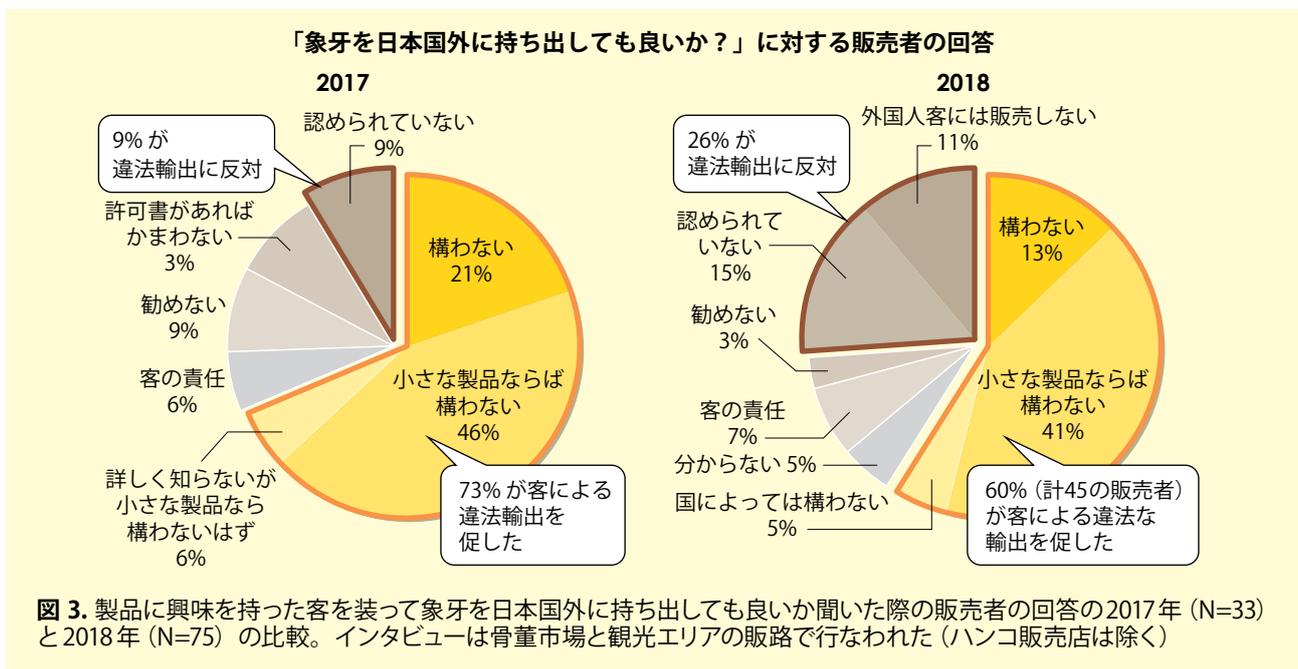
フランス語やイタリア語といった多様な言語に対応しており、敷地内には、日本で購入した象牙製品の輸出が禁止されていることを購入者に知らせる標識は見当たらなかった。

もうひとつ新たな傾向と考えられたのが、主にヨーロッパ諸国から輸入した象牙の販売であった。5人の販売者のうち、3人は英国、一人はフランス、一人はその他の国から、近年象牙製品を輸入したと述べていた。英国に言及した販売者は、個人的に直接現地の市場を訪問して製品を仕入れたと説明した。2017年の調査では、他国からアンティークを輸入したと述べた販売者は一人（日本人でない）であった。その販売者は、アンティークを英国から小包で調達し日本市場で販売することで利益を上げているとのことであった。これら製品がワシントン条約輸入許可書を取得して合法に輸入された可能性はあるが、インタビューの中では輸入許可書の提示またはその存在を示唆するような言及は確認されなかった。日本においては製品を販売するにあたって何の証明義務もないという事実が、客が製品の合法性を確認する手段がないという普遍的な問題に繋がっている。

### 違法輸出

2017年の調査では、外国人客または外国人バイヤーによる象牙の違法輸出を日本の販売者が促進する顕著な現象が確認されたが、インタビューした販売者の姿勢から2018年にはこれがわずかに減少したと考えられる（図3）。骨董市場と観光エリアの販路では、現在も販売者の60%が象牙を日本から持ち出しても構わない（全てまたは一部の製品、または一部の国へ）と述べ、2017年の73%からは若干の減少にとどまった一方、違法輸出に繋がる販売を完全に拒否する販売者の割合が9%から26%に増加した。これは、TRAFFICによる2017年の報告書発表以来、象牙取引の問題が度々メディアで報道されるようになったことや、政府が骨董セクターの事業者に指導を行なうよう努めていることなど、様々な手段を通じて行なわれている注意喚起の効果を物語っているのかもしれない。

改善の兆しが見えてはいるものの、象牙製品が客によって日本から違法に輸出されることを認識しながら販売する姿勢を見せた販売者が未だに広く見受けられたこと（60%）には懸念が残る。販売者の多く（41%）は小さな製品などの特定の象牙製品であれば発覚する可能性が低いと未だに述べていた。この中には客がそれを身に着けて私物であると述べれば構わないと言った6人の販売者、古い製品や



お土産、多数でなく少数であれば構わないと言った数名の販売者が含まれる。また、マンモス牙だと言いきれば構わないとした販売者も一人いた。他には、持ち込みが困難な国として、特に中国、英国および韓国を挙げ、他の目的地（例：ヨーロッパと台湾）であれば問題ないとした販売者が4人（5%）いた。調査員はいくつかの店舗で、象牙の国外輸出が禁止されていることを知らせるオリジナルの標識や、政府により作成された掲示物（小さな標識やポスター）を目にした。しかし、そういった違法性の注意喚起をした標識を掲示しながら、製品輸出の可能性を示唆した客に販売する姿勢を見せた販売者が少なくとも一人いた。

違法輸出に対する姿勢のほか、販売者へのインタビューでは外国人客の需要レベルを示す発言が得られた。全体的には、外国人客による象牙の購入は今なお続く現象であるように見えたが、2017年の調査時に販売者から幾度となく言及された、特に中国語を話す客の「爆買い」的傾向は薄れつつある様子がうかがえた。例えば、外国人客の購入に言及した34人の販売者のうち少なくとも7人は、中国語を話す客が象牙製品を購入しなくなったと述べ、5人はこの変化が象牙製品の価格低下に繋がったと語った。しかし、他の21人の販売者は需要の減少には触れず、今なお外国人客が象牙製品に興味を示していることを、9人は中国と特定し、他12人はフィリピン、台湾、韓国、欧州諸国、ロシアおよび米国を含んだ他の国・地域を例示して述べた。一人の販売者は、中国で骨董事業者を訪問したときに、もし日本から象牙を密輸することが出来るのであれば、象牙製品を購入したいと持ち掛けられたことを明かした。さらに、屋外骨董市の一人の販売者は、顧客が多数の象牙製品を違法に中国に輸出していると分かっているながら、インターネットオークションを通じて大量の象牙製品を販売していると述べており、インターネットを通じた違法輸出が依然として続いていることも示唆された。



販売者が外国人客に購入を勧めた象牙製品：（左）大阪の骨董街の店舗でレジの隣に特価品として大量に陳列されていた装身具。（右）浅草（東京の観光エリア）にある外国人旅行者をターゲットにした店舗で販売されていた新たに製造された象牙製品



東京の卸売店に掲示されていた日本語、英語、中国語で象牙の輸出が禁止されていることを明記したの注意喚起のサイン

## 種の保存法の遵守状況

象牙販売者の間で改正種の保存法の認識と理解にばらつきがあるようであったが、2017年と比較して明らかに異なる点として、販売者が日本の象牙取引の規制が手ぬるいと指摘することがなかったことが際立った。少なくとも16人の販売者は最近規制が厳しくなったと述べ、うち2人は2018年6月から厳しくなったと具体的に言及していた。しかし、8人はこの事実を知りつつも彼ら自身、または他の販売者が規制を遵守していないと公然と述べていた。この中には事業者登録そのものをしていない、求められている取引と取引相手の情報の記録をしていない、または製品がマンモス牙で出来ていると説明し厄介な手続きを免れていると言及したケースが含まれた。こういった意図的な規制の不遵守は、多くの場合、非常設の（屋内および屋外の）骨董市場で聞かれた。

2018年6月から事業者登録情報の掲示が義務付けられたにもかかわらず、非掲示率は調査された全ての骨董市場と観光エリアにおいて未だにかなり高かった（屋内骨董市では52%、屋外骨董フェアでは83%、



店内のショーケースの側面に2種類の異なる様式で事業者登録（届出）情報を掲示していた店舗。左は、以前の「届出制度」のもとで政府が発行していた届出ステッカーであるが、住所や登録の有効期限などの必要な情報が網羅されていないために2018年6月1日からは適用されていない。新たな制度の下では政府は事業者の証書を発行しておらず、事業者自らが各々の様式で必要な情報を記載し掲示することが求められている。今回の調査では、多くの販売者が既存の届出ステッカーを掲示していたため、これらも「掲示」としてカウントした

事業者登録（以前の届出制）情報の非掲示状況

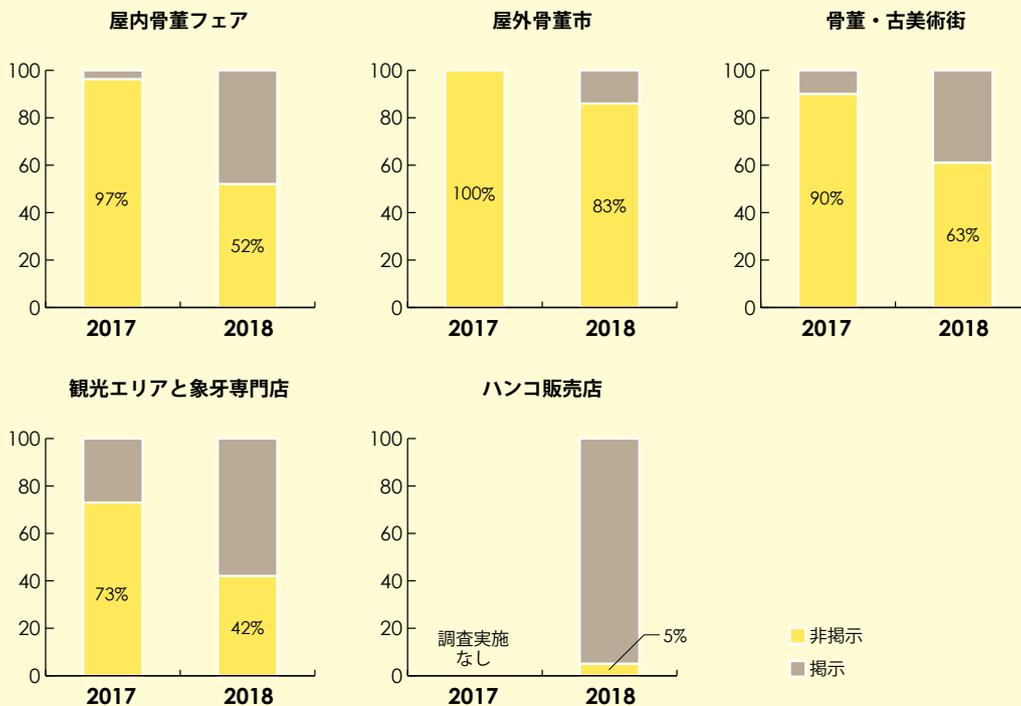
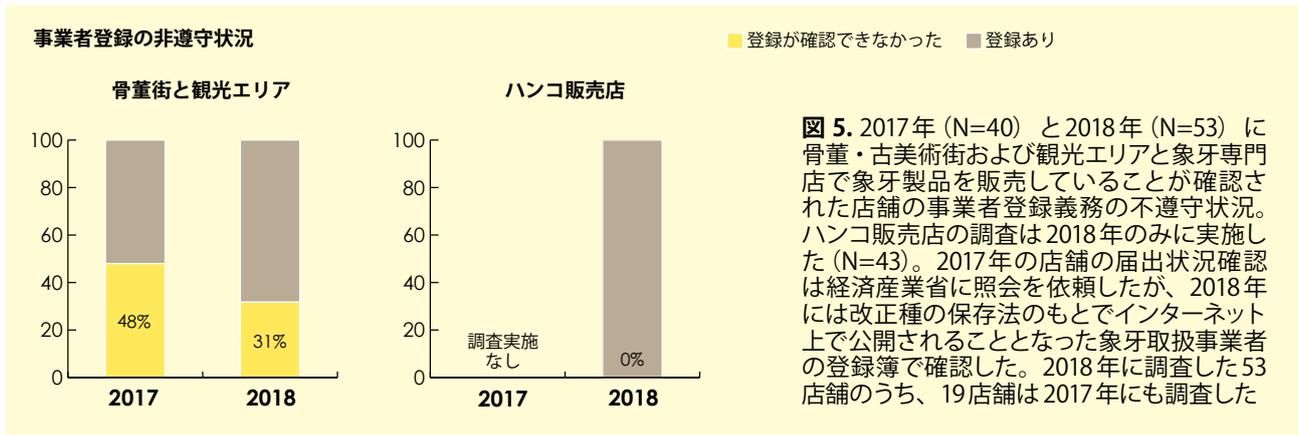
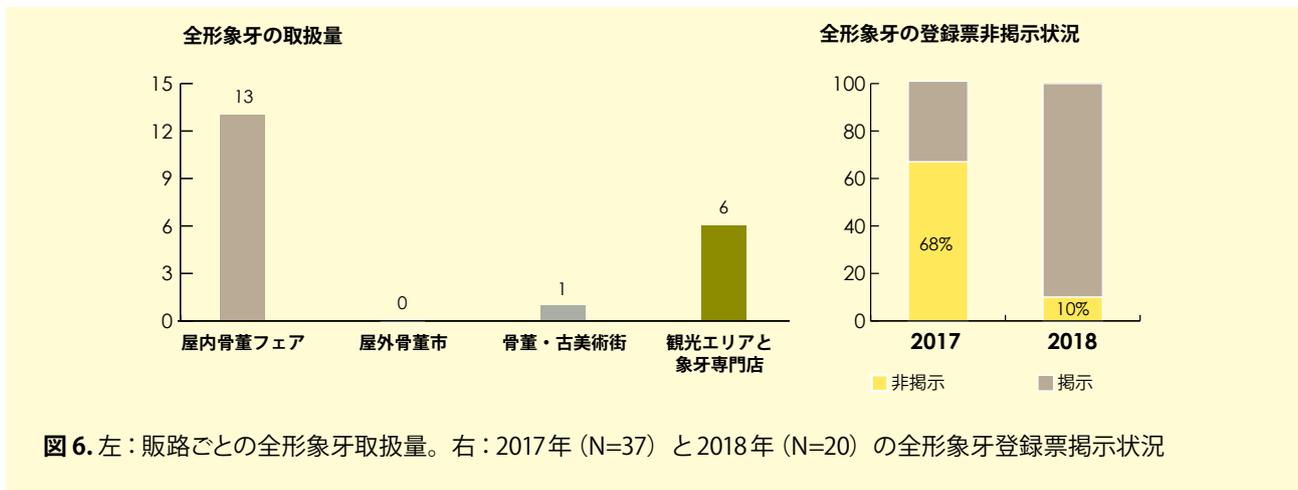


図4. 2017年と2018年の事業者登録情報（以前の届出制）の掲示状況（6月から8月に調査）。2018年6月1日より登録情報を掲示することが義務付けられた。2017年と2018年にサンプルとした数は以下である。屋内骨董フェア（N=326, 199）屋外骨董フェア（N=75, 70）、骨董・古美術街（N=29, 40）、観光エリアと象牙専門店（N=15, 12）、ハンコ販売店（N=43）。「掲示」には改正前の種の保存法のもとで発行された届出ステッカーの掲示、およびその他の方法で登録情報を掲示、またはこれら情報を調査員の質問に答える形で提示した場合も含めた



骨董・古美術街では63%、観光エリアでは42%) (図4)。明らかに例外であったのはハンコ販売店であり、不遵守率は5%と極めて低かった。骨董市場と観光エリアの常設店舗では、実際に無登録（以前は無届）であった事業者の割合は31%で、2017年の48%から減少した (図5)。非常設の店舗において無登録事業者を判断することは公式な事業者情報の不足により困難であったが、調査した屋内骨董フェアの主催者に問い合わせを行なったところ、経済産業省の指導に従い法的義務を出店者に周知していると語った。しかし、全ての主催者が象牙販売店舗を実際に詳細に調査したわけではないため、登録情報を掲示していなかった象牙販売店 (52%) が全て合法的な事業者であるとは考えにくい。83%が登録情報を掲示していなかった屋外骨董市においては、状況はさらに悪い可能性が高い。この点においてもハンコ販売店は非常に対照的で、調査した店の100%が事業者登録し合法に事業を行っていた (図5)。



2018年は調査箇所が増えたにもかかわらず、販売を確認した全形象牙の数は2017年の37本から20本に減少した。全形象牙は、合法に売買されたことを証明しなくてはならない唯一の製品であるが、発見した全形象牙のうち、登録票が未揭示の違法な形で陳列されていた全形象牙は2017年の68% (37本中25本) から2018年は10% (20本中2本) に大幅に減少した。最も多くの全形象牙が確認されたのは屋内骨董フェアにおいてで、違法な形で陳列された全形象牙は東京の屋内骨董フェアと大阪の骨董街で発見された (図6)。

## オークション

2018年に毎日オークションで広告され落札された全象牙の数は2017年と比較するとおよそ60%減少し、各セッションで広告および落札された数は10本以下であった(図7)。しかし、全象牙の落札総額には変動がうかがえた。2018年のオークションに関しては、2018年5月の落札総額が2月と比較しておよそ2倍になっているが、これは2月には彫刻が施された象牙や磨き牙のみが取引されたのに対し、5月は高額な未加工全象牙が取引されたためと考えられる。

2017年の5月のセッションではオンラインのカタログおよび下見会の両方で登録番号・登録票の掲示が確認出来なかったが、2018年に行なわれた2つのセッションではオンラインカタログ上で全ての全象牙の登録記号番号が記載されており、状況はかなりの改善を見せている。

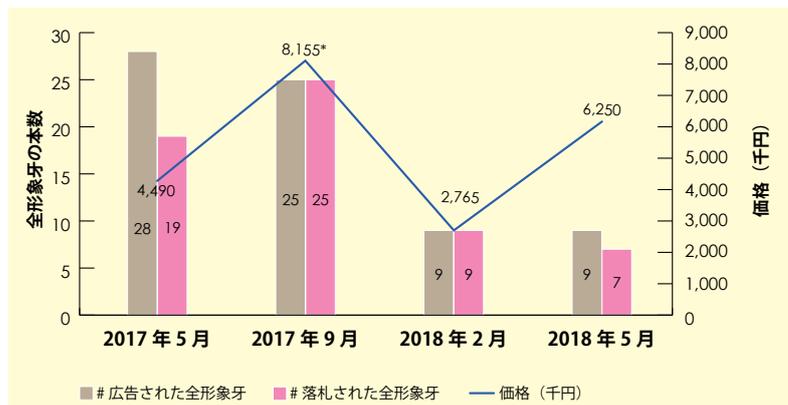


図7. 2017年と2018年に毎日オークションで広告および落札された全象牙の数(2017年の5月と9月および2018年の2月と5月の計4セッション)。2017年11月にも全象牙が取引されたと考えられるセッションがあったが、記録の収集が出来なかったことを明記せねばならない。\*2017年の9月のセッションには2本の全象牙とともに落札された2つの製品の値段が含まれる

## 考察

### 市場の動向と違法輸出の変化

中国本土の象牙市場閉鎖と執行強化によって、中国語を話す客の購買頻度がいくらか減少したことがインタビューした数人の販売者の話から示唆された。日本の販売者の姿勢にもある程度の変化が見られ、外国人客または輸出の意向を示した日本人客に販売することを固く拒否した販売者が9%から26%に明らかに増加した。このような日本の販売者側の変化は、改正種の保存法に関して政府が行っている指導や、2017年12月にTRAFFICが発表した報告書、および日本の事業者が2018年1月に中国への象牙密輸未遂に關与した容疑で逮捕されたこと<sup>16</sup>がメディアで繰り返し報道されたことなどの複数の要素が相まって、象牙事業者を対象とした管理が強化されている、という認識が広がったことに依拠するかもしれない。調査した主要な屋内骨董フェアにおいて象牙製品販売者と象牙製品が半減したことから見てとれるように、2017年と比較して象牙の取扱量が減少している兆候も示された。幾人かの販売者からは、規制の強化を理由に象牙の販売からの撤退を考えているとの感傷的な声も聞かれた。

しかし、違法輸出のリスクは未だに改善しているとは言えない。これは、外国人客による象牙製品への関心と需要に応える形で、客による違法輸出を促す姿勢を大半(60%)の販売者が示したことから明らかである。さらに、外国人観光客をターゲットに象牙製品を販売する中国系オーナー経営の新たな店舗が出現したことも違法輸出が続いていることを示唆している。さらに、「象牙の輸出が禁止されている」ことを購入者に知らせる標識の利用も、調査した様々な販路においてごく稀であった。これらの結果は一定の事業者の姿勢が改善した一方で、現在の注意喚起やその他措置では、象牙の違法

16. Nikkei Newspaper (2018). <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO28678540Y8A320C1CC0000/>. 28 March 2018

輸出を市場の大多数が拒否するような分岐点に到達するのに十分な抑止効果を提供していないことを物語っている。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け外国人旅行者の増加が見込まれていることから、日本の市場が違法取引をさらに促進する危険性を過小評価することはできない。2017年にすでに示したように（**Box 1: 1b, c**）、市場の大多数が違法輸出を拒否する状態を達成するためには、ターゲットを絞った注意喚起と骨董市場と観光エリアにおける監視（例：象牙の輸出が違法であることを表示した標識利用の義務化）が引き続き強く求められる。また、水際での執行を特に中国当局と協力して強化していくことも必要である（**Box 1: 1a**）。

## 新たな規制の遵守

事業者による改正種の保存法の遵守状況はハンコ販売店を除き不十分であることが明らかになった。2018年6月以降、事業者登録情報の掲示が義務付けられたにもかかわらず、不遵守率は骨董市場と観光販路において42%から83%にのぼった。さらに、このうちのかなりの割合が無登録つまり違法に営業している事業者であることが明らかになり（例：骨董・古美術街の常設店舗では31%）、非常設の販路においては、登録情報の非掲示率が高い上に（屋内骨董市では非掲示率が52%、屋外骨董市では83%）、登録簿との照会に必要な公式な事業者の情報も欠如していたことから、多くの販売者の合法性は不明なままとなった。屋内骨董フェアの主催者の一部が出店者に対する法的義務の周知に取り組んでいたことが明らかになったが、これらの販路で違法事業者を効果的に一掃するには、全販売者を対象に事前確認を必須とする等のより厳格な対策が必要である（**Box 1: 1d**）。こうした具体的内容の指導を経済産業省から通達することが最も有効な手段と考えられる。さらに、政府が発表している監視員の増加をもって、改正法で新たに追加された規制および既存の規制の執行を強化するため、前回提言したような全国規模の違法取引および違法事業者の取り締まりと厳格な処分を行なうことが求められる（**Box 1: 2b**）。

現行法で求めている全形象牙の登録票の掲示は、2017年と比較すると骨董市場と観光エリア、およびオークションハウスにおいても大幅に改善した。しかし、全形象牙は市場調査で確認された製品のうちわずか0.5%に過ぎず、他の象牙製品の合法性は改正法の下でも不明なままである。この点に関して、ワシントン条約締約国への日本政府の通知（**Box 2: a-ii**）には、規制の改正により、1 kg 以上かつ20cm以上の全てのカットピースおよび製品にはトレーサビリティ情報を記した管理票の使用を象牙事業者に義務付けるかのような表現がある。しかし、これは市場でこの類のカットピースのトレーサビリティ証明を義務づけるためのものだと文字通りに解釈してはならない。なぜなら、この制度は製造業者を対象に考えられたものであり、2018年6月の改正法施行以前に製造された（またはされたと事業者が述べる）カットピースおよび製品は対象外となっているためである（MOE, *pers. comm.* 14 August 2018）。実際、調査中に確認された該当する象牙製品に、トレーサビリティ情報の管理票が貼付されていたケースはなかった。

## 提言

2018年の調査は2017年以降に改善した点をいくつか明らかにした。しかし、市場の全体的傾向として、違法輸出を暗示する外国人客に象牙製品を販売する意向を示した販売者が今なおいること、および象牙の輸出が違法であることの認識を広げる標識の利用が極めて限定的であることが示された。また、骨董市場と観光エリアにおける改正法の執行に課題が伴うことも明らかになり、法執行と注意喚起のための厳格な取り組みが継続して求められる状況にある。日本の国内市場が密猟または違法取引に寄与しないことを担保するため TRAFFIC が 2017 年に提言した法的小および規制的小措置のうち、2018 年 8 月時点で実施されているのはほんの一部のみである。よって、これら提言は現在でも有効である。こうした状況を踏まえ、TRAFFIC は日本政府とワシントン条約常設委員会に以下を提言する。

- 日本政府は密猟または違法取引に寄与しない狭い例外を除き国内取引を停止するために、TRAFFICが2017年に提言した特定の法的小および規制的小措置 (**Box 1**) を緊急に検討すべきである
- 日本政府は違法輸出を阻止するために、特に水際(必要に応じて中国当局と連携して)および国内市場では骨董市場と観光エリアの事業者の厳格な監視に重点をおいて対策をさらに強化すべきである(例:象牙の輸出が違法であることを示した標識の利用義務化)
- 経済産業省と環境省は全国規模で違法事業者および違法取引の一斉取り締まりを行ない、違反者を厳格に処分することで、改正法の規制を効果的に執行すべきである
- ワシントン条約常設委員会は本報告書および最近発表したインターネットにおける取引の報告書に示した日本の国内象牙市場の最新の評価を考慮した上で、日本がこれら課題の優先事項に取り組み前進しているか評価と監視を行なうため、日本をNIAPプロセスに含むことの利点を検討すべきである

## 謝辞

本報告書は多くの TRAFFIC ネットワークおよび WWF ジャパンの同僚の支援により完成することが出来ました。特に、草稿のレビューにおいて大変貴重な意見をくださった Steven Broad 氏、James Compton 氏、Tom Milliken 氏、筒井隆司氏、東梅貞義氏、ならびに Xiao Yu 氏に心からの感謝の言葉を述べます。また、実店舗の調査にご協力くださった Xiao Yu 氏、若尾慶子氏、成瀬唯氏、市川大悟氏、安村茂樹氏、佐多成子氏、佐久間浩子氏、横関祐里子氏、三橋美奈子氏に厚くお礼申し上げます。報告書作成にあたって支援してくださった若尾慶子氏、成瀬唯氏、および Richard Thomas 氏にも心より感謝の意を示します。末筆になりますが、本調査分析の比較の上でも重要となった、2017年の調査時に確認された象牙取扱事業者の届出状況の照会にご協力くださった経済産業省にも心からお礼を申し上げます。

## 付表

付表1. 2018年6月から8月に調査した屋内骨董フェアの象牙取扱量

屋内骨董フェア*	ブース数	象牙を販売していたブースの数	別のフェアでも象牙を販売していたブースの数	象牙製品の数	ブース当たりの製品の平均数	ブース当たりの製品数の範囲
東京1	203	49 (24%)	22 (45%)	733	15	1-200
東京2	393	73 (19%)	35 (48%)	811	11.1	1-52
埼玉	180	26 (14%)	11 (42%)	395	15.2	1-90
京都	347	78 (22%)	25 (32%)	1017	13	1-160
愛知	80	33 (41%)	13 (39%)	349	10.6	1-100
<b>重複を除いた合計</b>	<b>不明†</b>	<b>199</b>	<b>46 (23%)</b>	<b>2308‡</b>	<b>不明</b>	<b>不明</b>

\* 調査場所の詳細に関しては表1に記載。濃色になっている列は新たに2018年に調査された場所を示している

† ブースの重複は屋内骨董フェアのみで見つかった。ブースの重複を調べたのは象牙製品を販売するブースのみで、フェアのその他のブースは調べていない

‡ 1軒のブースが、2つ以上のフェアに出店していた場合は、重複して数えることを避けるために、そのブースに並べられていた数が最も多いフェアの製品数を対象として数えた。複数のフェアに出店するブースの品ぞろえは調査期間、大体において、同じであるようにみえたが、こうしたブースが新しい製品を展示していた可能性もあり、合計数は、控えめに見積もった数字となる

付表2. 2018年6月から8月に調査した屋外骨董市の象牙取扱量

屋外骨董市*	骨董品を販売していた露店のおおよその数†	象牙を販売していた露店の数	象牙製品の個数	露店当たりの製品の平均数	露店当たりの製品数の範囲
東京1	-	20	100	5	1-20
大阪	-	14	78	5.6	1-30
京都	-	12	155	12.9	1-38
東京2	-	12	194	16.2	1-60
東京3	-	12	81	6.8	1-30
<b>合計</b>	<b>-</b>	<b>70</b>	<b>608</b>	<b>不明</b>	<b>不明</b>

\* 調査場所の詳細に関しては表1に記載。濃色になっている列は新たに2018年に調査された場所を示している

† 2018年には骨董品を販売している露店の数は数えられなかった

付表3. 2018年6月から8月に調査した骨董・古美術街の象牙取扱量

骨董・古美術街*	調査した店の数†	象牙を販売していた店の数	象牙製品の個数	店当たりの製品の平均数	店当たりの製品数の範囲
東京1	33	8 (24%)	101	12.6	1-78
大阪	20	12(60%)	327	27.3	1-173
京都1	36	2 (6%)	49	24.5	17-32
京都2	21	6 (29%)	88	14.7	4-40
東京2	13	4 (31%)	23	5.8	2-13
愛知	11	1 (9%)	8	8	8
石川	14	7 (50%)	56	8	2-20
<b>合計</b>	<b>148</b>	<b>40</b>	<b>652</b>	<b>不明</b>	<b>不明</b>

\* 調査場所の詳細に関しては表1に記載。濃色になっている列は新たに2018年に調査された場所を示している

† 骨董・古美術街の店の数に、調査日に営業をしていなかった店は、窓から中の様子を観察することができた場合を除き、含まれていない



.....

TRAFFICは、野生生物の取引監視ネットワークとして、  
生物多様性の保全と持続可能な発展のために国際的に活動する世界有数のNGOです。

TRAFFIC

ジャパンオフィス

〒108-0073 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル 3階

TEL:03-3769-1716

E-mail:TEASjapan@traffic.org

Website:www.trafficj.org (JP) www.trafficj.org (EN)

*UK Registered Charity No. 1076722,*

*Registered Limited Company No. 3785518.*

本報告書は『Slow Progress: A Reassessment of Japan's Ivory Market in 2018』を翻訳したものです。

**TRAFFIC**  
the wildlife trade monitoring network

This Project was supported by WWF Japan

©1966 Panda symbol WWF ® "WWF" is a WWF Registered Trademark

